

令和2年11月12日

厚生労働大臣 田村 憲久 様
国土交通大臣 赤羽 一嘉 様

全国市長会
会長 立谷 秀清

住居確保給付金制度及び住宅セーフティネット制度に関する要望

我が国では、新型コロナウイルス感染症によって国民生活と経済活動に甚大な被害が生じている。

都市自治体においては、これまでも住居の確保が困難な市民が安心して暮らせるよう様々な支援策を講じてきたところであるが、新型コロナウイルス感染症の影響により経済的に困窮した市民が増加し、また、今後も高齢者や子育て世帯等の住宅の確保に配慮が必要な市民の増加が見込まれるため、標記制度に係る相談・申請・支給等の事務負担や財政負担が更に重くなることが懸念されている。

については、国においては、新型コロナウイルス感染症がもたらした未曾有の被害を踏まえ、都市自治体の現状にも配慮したうえで、標記制度の安定的な運用を図るため、下記の事項について適切に対応されたい。

記

1 住居確保給付金の支給要件の緩和等について

受給者の実態を踏まえ、より使いやすい制度となるよう、支給要件の緩和等について十分検討すること。

なお、都市自治体における事務負担の軽減、受給者増に対応するための人員体制の強化及び財政負担の増加に対する財政措置についても、十分検討すること。

2 住宅セーフティネット制度の充実について

住宅確保要配慮者が安定した住まいを確保できるよう、必要な支援のあり方について検討すること。

また、セーフティネット住宅の登録を促すため、当該制度の一層の周知を行うとともに、改修費に係る支援の拡充など、同住宅を所有している貸主等へのインセンティブの強化を図ること。

以上